

# 高齢者共同福祉住宅『かたくり荘』 入所の手引

< 和寒町役場保健福祉課 >

## ● 入所の対象者は？



かたくり荘に入所できる方は次の通りです。

町内に住所を有し、概ね 70 歳以上のひとり暮らしで日常において自立生活及び共同生活が可能な次のいずれかに該当する方

- 1) 生活環境又は住宅事情等の理由で現に住居している住宅で日常生活を営むことが困難な方
- 2) 町内に扶養義務者がいない者、又は事情により同居生活が困難な方
- 3) 入所に伴う資格判定基準を満たす方
- 4) その他町長が特に必要と認めた場合

## 下記に該当する方は入所することができません

- 1) 現に疾病などの状態にあり、共同生活が困難な方
- 2) 感染症や伝染病を有し他人に迷惑を及ぼす恐れのある方
- 3) 精神性疾患及び老人性痴呆症による問題行動（徘徊、大声、暴言暴行など）があり他人に迷惑を及ぼす恐れがある方

## ● 入所の申込の窓口は？



保健福祉課 福祉係 が受付窓口になります。

入所希望者は、かたくり荘利用申請書に「住民票謄本、健康診断書、生活調書、収入調書、」を添付して、役場保健福祉課福祉係に提出していただきます。民生委員等の意見を聴取し、その必要性を検討したうえで、町が入所の可否を決定します。

# かたくり荘の使用料は？

使用料は、住戸使用料、共用部分の光熱水費等は実費となっております。敷金・礼金はかかりません。

## 1. 住宅使用料及び利用料（月額）

年収入額による階層区分		使用料 (住戸)	利用料 (共用施設)
1	500,000 円以下	5,000 円	実 費
2	1,500,001 円 ~ 1,750,000 円	6,000 円	
3	750,001 円 ~ 1,500,000 円	10,000 円	
4	1,500,001 円 ~ 2,500,000 円	15,000 円	
5	2,500,001 円以上	20,000 円	



月の途中で入退居した場合は、日割り計算します。(100 円未満切捨)

毎年度、収入の申告をしていただき、使用料を決定します。

共用施設とは個室以外の全ての部分をいいます。

その他、食費等個人にかかる日常経費はすべて自己負担になります。

## 2. 光熱水費等の実費

各居室の電気・水道及び下水道の利用料は、入所者の方にそれぞれ負担していただきます。共用施設の電気・水道・下水道・灯油の利用料は共同負担とし、町が入居者に請求いたします。

## 3. かたくり荘の使用料の納め方

使用料金納入通知書をお届けしますので、毎月末日まで役場又は指定金融機関で納めていただきます。

## 入所決定後の事務・生活手続きは？

### 入所決定後の事務手続き

連帯保証人1人を定め、入居開始の前日までに「誓約書」及び「身元引受書」を提出していただきます。

### 入所決定後の生活上の各種手続

かたくり荘に入所する際に、下記の事項について各自で手続きを行なってください。

#### 1) 住所変更

新しい住所地への異動届出を役場住民課戸籍係で行ってください。  
(移転先住所 和寒町字三笠95番地)

#### 2) 郵便物

和寒郵便局に移転先住所を知らせてください。

#### 3) 電話移設・新設

NTT東日本(Tel 116)へ遅くとも各自入所1週間前までに申し込んでください。(事情により利用開始が遅れることもあります)

#### 4) 電気・上下水道

各室に電気暖房、電磁調理器具、水洗トイレ、ユニットバス等の設備がされていますが、これに伴う「電気」は北電に、「上下水道」は役場建設課水道係へお早めに連絡・手続きをして下さい。

#### 5) 新聞

各自で手続きをお願いします。



## 管理運営について？

### 1) 居室の鍵について

入居者には4個の鍵(共有玄関・居室玄関・郵便受・外の物置)をお渡しします。ただし、紛失・破損した場合は、入居者の負担により、鍵を作ってください。合い鍵を作った場合には、退所時に保健福祉センター福祉係にお渡し願います。



## 2) 修繕の義務と自己負担について

個室の維持管理に必要な経費、入所者の責によるガラスの破損や照明器具、排水つまりなどの修繕費については、入所者に負担していただきます。

町が行なう修繕は、共用部分である床・屋根・建具及び給排水施設(水栓、配管)・電気設備(配線・配電盤)などです。

退所する際には、ガラスの破損、壁などの破損部分を修繕していただきます。居室内清掃も検査を行う日までに済ませてください。

## 日常生活について？

### 1) 家事等について

個室での掃除、洗濯、炊事、買物などの日常の家事は、各自が責任を持って行なっていただきます。ただし、虚弱化により必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービスなどをご利用できますが、別途料金がかかります。

ガスコンロはIHヒーターとなっていますので、専用の鍋などをご用意します。



### 2) 入浴について

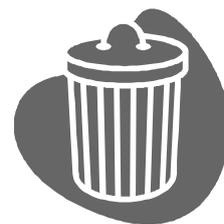
基本的には、各自居室の浴室をご利用いただきます。

### 3) 外出、外泊について

外出、外泊は自由ですが、長時間の外出、外泊をする場合は行先と帰荘時刻を備え付けの簿冊に記入して下さい。

### 4) ゴミについて

個室で出されるゴミは正しく分別し、指定された曜日、場所に各自で出していただきます。



## 5) 防火管理について

居室内での喫煙は十分に気をつけてください。また、**共用部分は禁煙とします**ので、ご理解をお願いします。仏壇の火についてもご注意願います。施設内には自然発火のおそれのある物品は持ち込まないこと。ポータブル式石油ストーブやガス施設の設置は認めません。

居室で使用する『カーテン、布製ブラインド、じゅうたん、カーペット等』は、**防災処理されたものを使用してください。**

## 6) 共用部分の利用について

かたくり荘には共有施設として、共同調理場・談話室・相談室・予備室等がありますので、相互に親睦を図りながら秩序を守りご利用願います。備え付けの備品については整理整頓を守り、付属備品・施設を損傷しないこと。

また、施設には小面積の庭もありますが、入所者同士でご相談の上、ご利用下さい。

自家用車及び来訪者の駐車は定められたスペースに駐車して、路上には駐車しないこと。車庫の設置は認めません。

身障・一般用トイレは、入所者並びに家族等は、原則ご利用にならないで下さい。

## 7) 緊急通報装置について

緊急通報装置を各居室に設置しており、消防和寒支署につながります。誤作動には充分ご注意願います。

## 8) 玄関の施錠について

かたくり荘の玄関は、入所者により**午後9時に施錠して下さい**。また、家族等の来訪者がある場合についても、同様とします。

## 9) その他

犬、猫などのペットを飼うことは、居室の内・外を問わずできませんので御了承願います。





## 退去の対象者は？

入居者ご本人が退去を希望される場合のほか、入所後、次の要件に該当したときは、退所の手続きを行なっていただきます。

- 1) 身体状況の低下によって自立した生活ができなくなったと判断されたとき
  - 2) 入院などにより住戸を使用しないことが長期間(3か月程度以上)にわたると判断されたとき
  - 3) 入所資格を偽り、または入所資格を失ったとき
  - 4) 入所に要する使用料及び利用料を3ヶ月以上滞納したとき
  - 5) 入所規律を乱し、もしくは疾病、管理運営上などの理由から共同生活を営むことが不適切であると認められたとき
  - 6) その他町長の指示に違反するなど入所が不相当と認められたとき
- ただし、身体状況の低下による退去にあつては、退去後の生活の場所が確定するまでは、在宅サービスなどの利用によって支障のない範囲で入所の継続を認めます。

---

## お 願 い

高齢者共同福祉住宅『かたくり荘』は、住み慣れた和寒町において、住居を提供し、在宅生活を行なう場です。

特別養護老人ホーム等の入所施設ではありませんので、家族のご協力とご理解をお願いいたします。

入居後は、お互いに助け合いの心を持って、生活しやすい環境を作りましょう。

---

詳細についてのお問合せ先  
和寒町保健福祉センター 福祉係 32 - 2000

